新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について

1 国の検討状況について

昨年 12 月に総務省が「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下に「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理及び対応方策について幅広く議論が行われています。

< 大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ>

委員構成:大学院教授等の学識経験者11人

オブザーバー:地方六団体、指定都市市長会、特別区長会

開催日程•内容:

	日程	内容							
第1回	6年12月16日	事務局説明(現行制度、アンケート調査結果、諸外国の例 等)							
第2回	7年1月28日	ヒアリング①:指定都市制度、「特別市」制度について							
第3回	7年2月頃	ヒアリング②:都区制度、大阪府の取組について							
第4回	7年3月頃	ヒアリング③:広域的な課題への対応について							
第5回	7年4月頃~	論点整理に向けた議論							
以降		⇒ 夏頃(予定)にとりまとめ							

2 指定都市市長会シンポジウムの開催について

指定都市市長会と本市の共催により、新たな大都市制度について分かりやすくお 伝えするため、広く市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

<開催概要>

日 時:令和7年3月8日(土)14時開始

会 場:戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール

定 員:300人

登 壇 者:山中 竹春 (横浜市長)

古川 直季 氏(総務大臣政務官)

辻 琢也 氏 (一橋大学大学院法学研究科教授)

3 特別市に関する説明会の実施状況について

本市が目指す特別市に係る理解促進と、法制化の実現に向けた機運醸成のため、 地域活動にご尽力いただいている市民の皆様などを対象とした説明会を順次開催し ています。これまでに13区で開催しました。

くこれまでの開催状況>

開催月	開催区
6年8月	泉区
6年11月	緑区、保土ケ谷区、中区
6年12月	神奈川区、港北区、戸塚区、西区、南区、鶴見区、磯子区
7年2月	瀬谷区、栄区

4 高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲について

本市は、「横浜市神奈川県調整会議」(令和2年11月)における横浜市長・神奈川県知事の協議結果に基づき、コンビナート地域の防災力強化に向けて、コンビナート地域における高圧ガス製造許可等の事務・権限移譲に向けた実務協議を進めてきました。

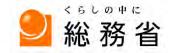
このたび、令和6年12月に神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」が改正・公布され、令和7年4月1日から、神奈川県から横浜市へ事務・権限が移譲されることが決定しました。

この事務・権限移譲が実現することで、消防を担う横浜市が、これまでの危険物の許可権限に加え、コンビナート地域における高圧ガス保安法の権限を併せて担うことにより、一体的な指導による保安体制の充実が図られるほか、災害発生時にも迅速かつ円滑な対応が可能になります。

なお、コンビナート地域以外の高圧ガス保安法に係る事務・権限は、第5次地方 分権一括法により、平成30年に本市に移譲されており、今後は市内のすべての地 域で、本市が事務を行うこととなります。

5 添付資料

- (1)「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」の開催(総 務省報道資料)
- (2) 大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ提出資料 (第 2回) (指定都市市長会・川崎市提出資料)
- (3) 指定都市市長会シンポジウムチラシ
- (4) 高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲に関する記者発表資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和6年12月12日

「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」の 開催

1. 開催趣旨

大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うことを目的として、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会の下にワーキンググループを開催します。

2. 構成員

別紙名簿のとおり

3. 第1回ワーキンググループ

日時:令和6年12月16日(月)10時00分~12時00分

[連絡先]

自治行政局行政課 松田理事官、高林係長 電話:03-5253-5509(行政課直通)

大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ 構成員名簿

(座長)

太 田 匡 彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(構成員)

伊 藤 正 次 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

川 嶋 三恵子 読売新聞東京本社編集局教育部長

北 島 周 作 東京大学大学院法学政治学研究科教授

久木元 美 琴 京都大学大学院人間·環境学研究科准教授

関 口 智 立教大学経済学部教授

野 ロ 貴公美 ー橋大学副学長・大学院法学研究科教授

野 澤 千 絵 明治大学政治経済学部教授

福 岡 安都子 東京大学大学院総合文化研究科教授

待 鳥 聡 史 京都大学大学院法学研究科教授

村 上 裕 一 北海道大学大学院公共政策学連携研究部・法学部教授

(オブザーバー)

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

指定都市市長会

特別区長会



人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の実現に向けて - 新たな大都市制度「特別市」の提案 -

令和7年1月28日 指定都市市長会 多様な大都市制度実現プロジェクト 担当市長 川崎市長 福田 紀彦

我が国に対する危機意識

【人口減少時代の到来

- 我が国の総人口は2008年をピークに減少局面に転じており、約50年後の2070年には現在の7割に減少し、 65歳以上人口がおよそ4割を占めるとされている
- 令和6年4月の人口戦略会議の分析レポートによると,全国の4割にあたる744自治体が「消滅可能性自治体」 とされた

■ 東京都への一極集中のリスク

● 首都直下地震等の大規模災害や新たなパンデミックなどの際には、社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性

■我が国の経済の停滞

- 我が国の経済が長期にわたり停滞し、国際的地位も低下
- 我が国全体の成長を促すためには、個別最適と全体最適を両立できる圏域を形成するとともに、多極分散型社会の実現が重要

人口減少時代に基礎自治体に求められる役割

▮ 基礎自治体の役割の重要性

基礎自治体の役割

- 住民に一番身近な基礎自治体ができる限り行政サービスを担う
- 住民がより良い行政サービスを受けるためには、それを提供する自治体が地域のニーズを把握し、 それに基づき施策の決定・実施することが重要

人口減少時代において、今後さらに重要となる事項

▮ 業務の標準化・効率化

- システム標準化やデジタル技術の活用による効率化
- 少ない人員で事務を行える体制に



外部資源の活用や共同利用等

- 自治体間の連携等による行政サービスを維持・効率化
- 施設の共同利用や共同処理など



さらなる業務の標準化や外部資源の活用等が重要

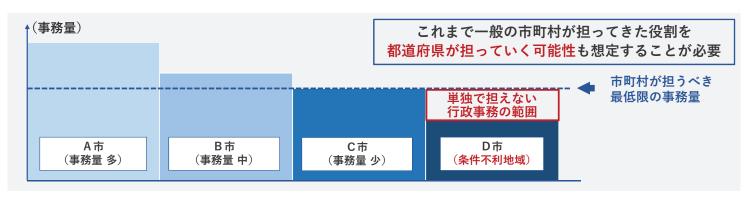
人口減少時代に広域自治体に求められる役割

▲ 広域自治体の役割の変化

人口減少時代における都道府県の役割の変化

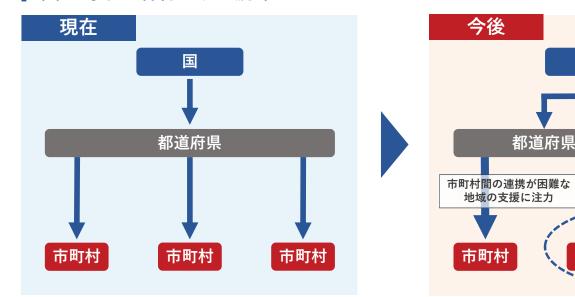
都道府県は、条件不利地域の小規模市町村の補完・支援を積極的に行うことが求められる

▲ 市町村が単独で担えない行政事務が発生する恐れ



持続可能な形で地域に行政サービスを提供するためには、 広域自治体が果たす役割が変化していくことを想定する必要

│ 画一的な二層制からの脱却



都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、 地方行政推進体制のあり方を抜本的に見直すことが必要

自治体連携による圏域における取組の重要性

▋ 圏域の形成とマネジメントの重要性

個別最適と全体最適

【 人口増加の時代

● 人口の増加や都市の拡大に伴い増加する行政課題に対し、個々の自治体が新たな政策や取組の工夫等により対応するなど、個別最適を追求

▲ 人口減少により個々の自治体が維持できるサービスや施設等が縮減する時代

- 行政の課題解決手法が成熟し、自治体同士がネットワークで結ばれるようになったことで、 全体最適の支障となる行政サービスの質や水準に直結しない業務のカスタマイズは避けることが必要
- その上で、標準化された共通基盤を用いて、効率的にサービスを提供する体制の構築が必要
- 個々の自治体の個別最適を追求しながらも、圏域での全体最適を図ることが必要

個別最適と全体最適を両立できる圏域形成・マネジメントの仕組みが必要

4

围

基礎自治体 同士の連携 明治 4 (1871) 年 廃藩置県 → 全国に305府県

明治21 (1888) 年 県の大合併 → 47道府県の形が確立 15,859市町村

昭和22(1947)年 地方自治法施行・一層制の特別市制度創設

昭和31(1956)年 地方自治法改正・指定都市制度の成立

65年以上、 指定都市制度は変わっていない

130年以上、 県の形、二層制の体制は変わっていない



令和 7(2025)年 現在

47都道府県 1,741市区町村

我が国の地方自治の構造は硬直的で、環境変化に対応できない状況

大都市の役割を最大限発揮できる仕組みの構築の必要性

■ 大都市の役割



住民に身近な基礎自治体としての役割

- ◆ 社会経済環境の変化に的確に対応し、大都市として多くの住民に対して、 福祉・まちづくり・ごみ処理・義務教育・消防などの 住民に密着した行政サービスについて、効率的かつ効果的に提供していく
- 住民ニーズの把握から意思決定までのスピードを高めていく



圏域における中枢都市としての役割

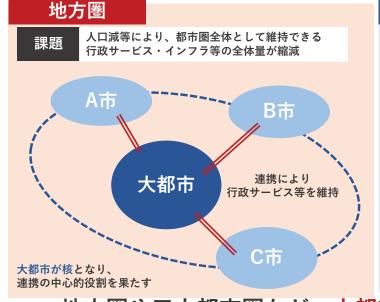
- 都市圏全体の活性化、発展のための牽引役となる
- 人が集まり活動を生むフィールドを創出していく
- 魅力あるまちを増やし、多極分散型社会の構築を目指していく

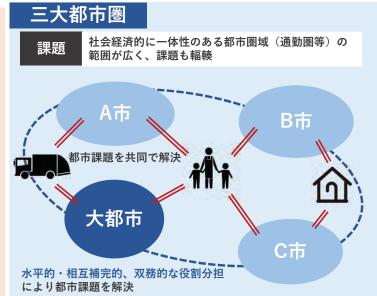


先端都市として都市行政を先導する役割

- 環境問題や安全・安心の問題など、都市的課題に対し、先駆けて施策を打ち出す
- 都市行政の先端都市として全国をリードしていく
- 都市の国際競争力を強化し、世界を引きつける都市の魅力向上を図っていく

大都市を中心とした連携





地方圏や三大都市圏など、大都市が地域や圏域の実情に応じて、 その役割を最大限発揮できる仕組みの構築が必要

指定都市制度における支障事例

指定都市市長会における調査結果概要

- 指定都市に対する道府県の関与により支障が生じている事例があるか、20市において調査を実施
- 多くの事例が挙がり、指定都市制度において道府県の関与がもたらす課題を改めて認識

【支障事例数】

事業数	支障事例数
73 事業	117件

※令和6 (2024) 年6 \sim 8月 指定都市全20市を対象に調査を実施 ※令和6年11月 指定都市市長会「総務・財政部会」でとりまとめ

具体的な支障事例

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。
 - ・新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応
- ・都市計画事業の認可など土地の使用・管理
- ・私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務
- ・医療計画など道府県計画による制限 など…
- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して<u>「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり</u>、相談窓口が分かれているため、住民ニーズへの迅速な対応が図れていないとの声が多数挙がっている。
- <u>企業誘致等による税収効果のうち</u>、法人事業税など<u>税源涵養効果の一部は道府県税</u>となっており、魅力的なまちづくりによる税収増が<u>地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない</u>。

指定都市都道府県調整会議の状況

開催実績

※出典:「令和5年度指定都市制度の見直しに伴う区の状況等の調査結果」及び各団体のホームページに基づき作成

都市名	札幌	仙台	さいたま	千葉	横浜	川崎	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本	合計
回数	-	2	-	-	2	1	-	5	-	-	2	11	31	-	8	5	8	-	-	6	81

主な事例

開催実績がある市は11市に留まっている

- ▶ パスポート発給事務の移譲(横浜市・神奈川県)
- ▶ コンビナート地域における高圧ガス保安法に基づく 許認可権限の移譲(横浜市・川崎市・神奈川県)
- ▶ 京都難病相談・支援センターの府・市共同設置・運営 (京都市・京都府)
- 京都気候変動適応センターの共同設置(京都市・京都府)
- ▶ 府市地方衛生研究所の統合・地方独立行政法人化 (大阪市・大阪府)
- ▶ 府市公設試験研究機関の統合(大阪市・大阪府)
- ▶ 府市大学の法人統合、大阪公立大学開学(大阪市・大阪府)
- ▶ 府市中小企業支援団体の統合(大阪市・大阪府)
- ▶ 防犯カメラ設置受付の一元化(神戸市・兵庫県)
- ▶ 新長田合同庁舎の完成、供用開始(神戸市・兵庫県)
- ▶ 県が管理する河川の管理権限移譲(神戸市・兵庫県)
- 災害公営住宅の補完手段としての県営住宅の提供 (熊本市・熊本県)

制度活用にばらつきがあり、二重行政の解消という

本来趣旨での活用や機能を果たしているかの検証が必要

指定都市都道府県調整会議の活用事例(川崎市の場合)

▍ 川崎市神奈川県調整会議・横浜市神奈川県調整会議(合同開催)

- 令和 <mark>2</mark> 年11月に調整会議を開催し、高圧ガス保安法(コンビナート地域)の許認可権限の移譲 について協議を開始
- コンビナート地域の安全対策について、高圧ガス保全法に基づく許認可権限の移譲を前提に、 住民目線に立って、協議していくことを確認



(調整会議における合意から 4 年以上が経過)



県との個別協議による権限移譲には多くの時間を要しており、 効率的・効果的な事務処理の実現が迅速には行われていない

▍神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市 四首長懇談会

開催の経緯

- 指定都市と県の行政サービスの向上を図ることを目的に、「持続可能な行政運営に向けた指定都市と県の役割分担」 を首長間で協議するため、指定都市都道府県調整会議の開催を県に打診
- 神奈川県からは、調整会議の協議案件に該当しないものとして、調整会議の開催に応じないとの回答
- やむを得ず、四首長懇談会開催の申し入れ

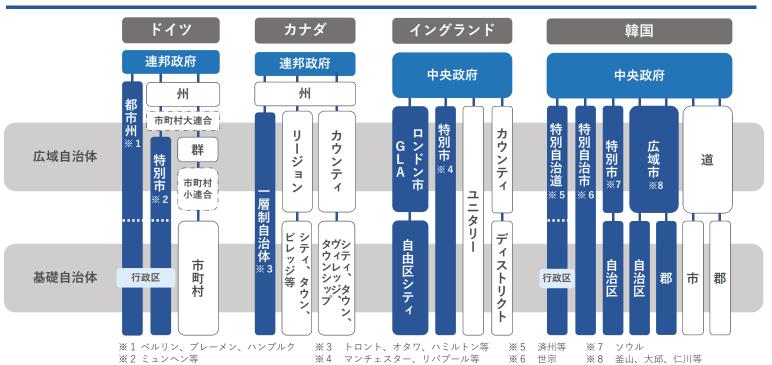
結果概要

- 「持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について」をテーマとして、神奈川県知事、横浜市長、川崎市長、相模原市長で意見交換を実施 _______
- 県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、 今後もトップレベルでの協議を継続していくことを合意



二重行政の問題の根幹である<mark>県と市の役割分担</mark>についての協議が 指定都市都道府県調整会議の対象外

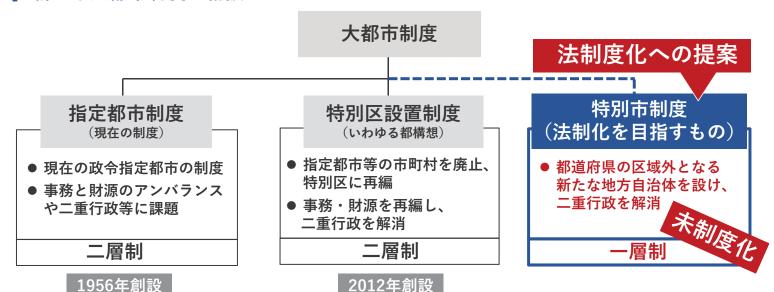
世界における大都市制度



世界では独立性の高い大都市が活躍できる制度により経済成長を牽引13

新たな大都市制度「特別市」の提案

▮ 新たな大都市制度の創設

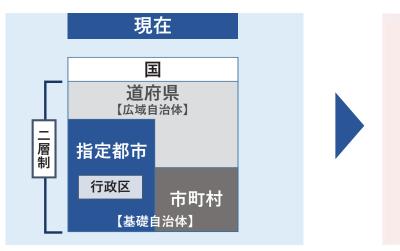


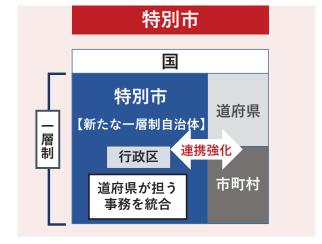
地域の実情に応じて ふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき

特別市制度の概要

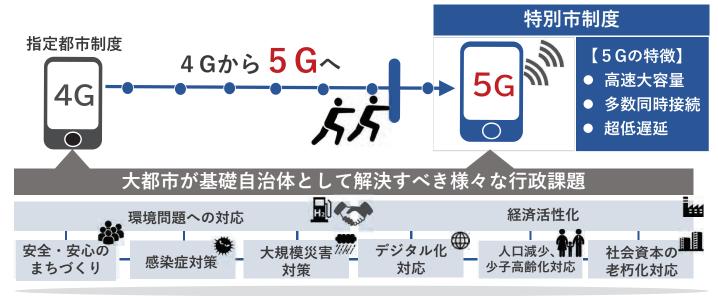
■ 新たな大都市制度「特別市」について

- 広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体
- ● 現在、道府県が指定都市の市域において実施している広域自治体の事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする新たな地方自治の仕組み





▮ プラットフォーム改革のイメージ



特別市の実現は、行政サービス向上のためのプラットフォーム改革

特別市の権限と人口減少時代に果たすべき責務

▋特別市の権限



特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収する

労 特別市は、市域内の事務の一元的な行政権限を有する

▮ 特別市が果たすべき責務



特別市の成果を市域外にも広く還元

● 我が国の危機的状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、さらには日本全体に還元していく

▮ 特別市が果たす主な役割

広がり/強弱イメージ

市民

市域内の行政サービスを<u>一元的に担い</u>、 効率的な行政サービスの提供や積極的な政策展開を行う

都道府県 近隣 市町村

都道府県及び近隣市町村等との<u>水平的・対等な連携協力関係の中心</u>となって 取組を強化する

圏域

大都市圏域の形成を行い、ネットワークの中心的役割を担うなど、 圏域マネジメントを行う





世界の一国の国内総生産と同等の経済力を有し、<u>諸外国の大都市とグローバルな競争と</u> 共存の関係を築くことで、<u>我が国経済を牽引</u>する





これらの役割を果たす大都市が日本各地で活躍することで、 日本全体の牽引・エンジン役となる

市民や近隣自治体から日本全体まで、幅広く役割を果たす

18

特別市の実現による道府県との役割分担・連携

■ 道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

道府県との役割分担の考え方

- 特別市は、豊富な地域資源等を積極的に活用し、基礎自治体同士の水平連携の中心的役割を果たす
- 特別市を中心とした圏域内の行政は、特別市による水平連携にゆだね、<u>基礎自治体同士の広域連携が</u>困難な地域(条件不利地域)の補完・支援に道府県のリソースを重点化することが可能



さらなる広域連携促進に向けた大胆な制度改革も視野に

● 広域連携を促進する仕組みとして、特別市と都道府県が共同で事務処理を行う仕組みや、 特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築も視野に入れる必要

道府県との具体的な役割分担

【特別市】圏域の状況に応じて、近隣自治体等との水平連携の中心的役割を果たす

【道府県】条件不利地域における道府県内自治体に対する垂直補完の役割を果たす

特別市と道府県がそれぞれの役割に注力することで、 日本全体における持続可能な行政サービスの提供が可能に

■ 人口減少時代に対応するための大都市の姿



近隣市町村 都道府県

連携強化

近隣市町村や都道府県

広域にまたがる業務を

特別市が近隣市町村や

都道府県と連携し実施

水平連携の促進



多極分散型社会の実現 我が国全体の発展に貢献

日本全体

20





圏域

大都市を中心とした 自治体間の連携強化に よる圏域の発展

圏域・地域全体の活性化

グローバルな視点

大都市が十分な活力を 備え、諸外国の大都市と グローバルな競争と共存 の関係を築く

グローバルな都市間競争 国際競争力の向上

市民

二重行政を完全に解消し 効率的かつ機動的な 大都市経営を可能に

効率的な行政サービスの提供 積極的な施策展開

特別市の法制化に向けて

1 次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請

【要請のポイント】

総務大臣へ要請活動(令和6(2024)年11月)

我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、次のことを要請



- 指定都市が果たす役割や大都市制度のあり方について、 次期地方制度調査会において調査審議を行い、特別市の法制化に向けた議論を加速すること
- 次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、研究会の設置などにより、 現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ十分な意見聴取を行うこと

2 人口減少時代を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言(素案)

【提言(素案)のポイント】

総務大臣へ説明(令和6(2024)年11月)

人口減少時代など我が国に対する危機意識を踏まえ、次の趣旨でとりまとめ



- 道府県、市町村の役割分担を含む地方行政体制の整備を行うとともに、 長年にわたり変わらない我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことが必要
- 持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図る仕組みの一つとして 新たな大都市制度である「特別市」の早期法制化を提案

住民目線から見た特別市の必要性(川崎市の事例)

■ 川崎市全町内会連合会からの要望(令和5(2023)年9月)

- 1 市民が特別市制度を選択できるようにするため、国等への法制化の 働きかけを強化し、特別市の早期実現に向けて取組を加速すること。
- 2 特別市の実現に向けては、横浜市や相模原市等とも連携を図り、 国や県、県内市町村とも丁寧な調整を進めていくこと。



「特別市」の早期実現に向けた原殖書

平満より、市政の発展のため、部区力されていることに管理を置します。
私たた約131万人の取らすけ時相は、前部都に2時1七での中が経過し、実年には市割100 原体の起きすで多年を設ます。
一分、料金を展放しまり、人はかくや・子葉静化、大規模文書、就能位とどのきまざまな機関に対して、前天と市が連接・協能したがら、「市もが安全で変なできた日みよいまもづくり」を進めていて、古どの指定部が原因は、選群を上地であった。「では、日本の場をでは、一大の内側では一大規模では、選手と、他で都の同じに、一般で都が内側に対してが、と、「大きな、「大きな、「大きな」となったと、「大きな」、「大きな」、「大きな」と、「大きな」、「大きな

地域を代表する団体から特別市の早期実現に向けた要望

22

これまでの特別市の議論や整理を踏まえて、追加説明が必要な事項

趣旨

- 指定都市市長会では、令和3年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書」をとりまとめた。
- 同報告書では、特別市制度の概要及び必要性・効果、第30次地方制度調査会で指摘された課題への対応(考え方)を整理をした。
- 指定都市市長会で「人口減少時代等を見据えた多様な大都市制度の早期実現に関する提言(素案)」をとりまとめることに伴い、改めて、指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」において議論を行い、これまでの特別市における議論や整理を踏まえて、追加説明が必要な事項に関しての考え方(素案)を整理した。

【今回整理を行った主な事項】

- 1 指定都市制度における具体的な支障事例
- 2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性
- 3 特別市がもたらす経済成長
- 4 特別市の制度内容等に関すること
 - 4-1 区の住民代表機能の考え方
 - 4-2 特別市の移行に向けた住民投票の考え方
 - 4-3 広域事務、連携のあり方 (警察事務含む)
 - 4-4 税財政制度のあり方
 - 4-5 道府県有施設の取り扱い

指定都市制度における具体的な支障事例 1

これまでの議論や整理

- 指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市市民 は、行政サービスの多くを指定都市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担しており、受 益と負担の関係にねじれが発生
- 事 指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにも関わらず、その能力・役割に見合った権限 と財源を十分に持っておらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生
- 指定都市制度の課題は、道府県と指定都市の二層制の構造上の問題であり、個々の権限移譲の推進(実質的特別) 市)では、解決できない課題である。

具体的な支障事例

PLUS 1

24

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。
 - ・新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応 ・都市計画事業の認可など土地の使用・管理
 - ・私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務
- ・医療計画など道府県計画による制限 など…
- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分 かれているため、<u>住民ニーズへの迅速な対応が図れていない</u>との声が多数挙がっている。
- 企業誘致等による税収効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづ くりによる税収増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない。

新たな大都市制度としての「特別市」の必要性

これまでの議論や整理

- 指定都市の市民は、受益と負担の関係にねじれが発生しているなどの課題
- 特別市は、二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスを向上
- 特別市の実現により、圏域・地域全体の発展・活性化、我が国の更なる成長等に繋げることが可能
- 指定都市制度と特別区設置制度が法制化されている中、地域の実情に応じて大都市制度を選択できるようにする ため、新たな大都市制度として、「特別市制度」の法制化が必要

考え方

- ◆ 人口減少社会等において持続可能な行政サービスの提供等が求められる中、特別市の実現によって、特別市と道府 <u>県がしっかりと役割分担</u>を行い、<u>それぞれの役割に注力</u>することで、日本全体における持続可能な行政サービスの 提供に繋がる。
- 広域事務については、都道府県との役割分担のもと、都道府県と特別市の連携、特別市と他の基礎自治体同士の連 <u>携を促進することが可能</u>となる。さらには、<u>道府県域をまたぐ広域連携が促進</u>される。
- 高次の都市機能が集積していて、道府県<u>からの自立性が高い大都市</u>は、特別市への移行によって、<u>より自立した大</u> <u>都市経営を行う</u>ことが、市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとっても<u>プラスの効果</u>をもたらす。
- 指定都市移行の経過や地域特性などもあり、<u>すべての指定都市が特別市に移行することを前提としたものではない</u>。

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施することで、圏域・ 地域全体の発展及び活性化に繋がる。
- 特別市の導入により我が国全体の成長を牽引する大都市が複数誕生し、個性と魅力を競い合う経済圏を作ること は、多極分散型社会の実現に繋がり、我が国全体の発展に貢献するとともに、地域経済圏域の発展に貢献
- 特別市の創設により、大都市が我が国の更なる成長と発展を牽引し、世界の大都市との競争が可能

考え方

PLUS 1

- 日本の大都市として十分な活力を備え、地域の特徴・強みを活かした分野において諸外国の大都市とグローバルな競争と共存の関係を築くことで、海外都市との都市間競争や都市ブランドの向上、先端都市としての行政課題の解決の実証フィールドとしての魅力向上、さらには、強い経済圏の確立などの効果が見込める。
- 特別市をはじめとした力のある大都市及び大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも企業や人、投資を呼び込むなど、東京一極集中の課題解決にも寄与しながら、多極分散型社会を実現する効果が期待できる。
- 特別市は、メガリージョンの活力を強化させるものであり、人口減少社会等においても複数の大都市圏域が我が 国の成長を牽引し、持続可能な社会の実現に寄与していくことが期待される。

3 特別市がもたらす経済成長 具体的なイメージ

I 点の成長

• 自立した大都市として、効率的な行政サービスの提供や積極的な施策を展開

新たな投資が促進され、積極的な企業誘致や地域開発等も可能となり、施策の自由度の高まりとの相乗効果により、魅力あるまちづくりを好循環に展開

- 自立した大都市が形成する圏域をマネジメントし、持続可能な行政サービスの提供と圏域の 成長を牽引
- 道府県との役割分担や、都道府県と特別市の共同実施による広域行政、特別市と他の基礎自 治体同士の連携による広域連携の取組を促進

Ⅲ 空間の成長

線・面の成長

- ・ 地域の特徴・強みを活かした分野において世界における都市ブランドの向上、先端都市としての実証フィールドとしての魅力向上
- 海外都市とのグローバルな都市間競争や共存が加速し、グローバルにも企業や人、 投資を呼び込み、強い経済圏を確立

日本全体の成長

- 大都市圏域が我が国に複数誕生することにより、多極分散型社会を実現
- 国内におけるリソースの取り合いではなく、グローバルにも活躍し、多極分散型社会を構築 することから、東京一極集中の課題解決にも貢献

経済成長の要素

技術革新

生産性向上

投資促進

雇用創出

業務効率化

+

多極分散



我が国の持続可能な社会の構築と経済成長の好循環を実現

4-1 区の住民代表機能の考え方

これまでの議論や整理

- 法人格を有し、公選の長、議会を備えた区を設置して実質的に二層制とすることが必要とまでは言い切れないが、現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分 [指摘事項]
- 過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要 [指摘事項]
- 特別市における区は、法人格を有しない行政区(市の内部組織)
- 区は、区の役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、区長の位置付けを強化するとともに、区行政に対する 議会の意思決定機能やチェック機能を強化

考え方

PLUS 1

- これまでの議論や整理を踏まえ、大都市の一体性を確保し、迅速な意思決定を可能とすることを考慮しながら、次のことを前提とするなど、住民代表機能を強化・担保し、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化する。
 - ・区内選出議員の市議会議員で構成する区の常任委員会等を設置
 - ・区長は、議会同意が必要な特別職化を検討
- 本件には、市議会にも多様な見解があると考えられることから、検討には十分な議論が必要である。

20

4-2 特別市への移行に向けた住民投票の考え方

これまでの議論や整理

- 多様な大都市制度実現プロジェクト最終報告書(令和3年11月)では、住民代表である市議会及び道府県議会の 議決を経ること、市民目線では市の区域が変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、特別市の移行の意 思決定においては、住民投票は制度化せず、地域の実情に応じて任意で実施すると整理
- 移行手続きについては、市議会及び道府県の議決を経た上で、市と道府県が共同申請すると整理

考え方

- 特別市への移行により、指定都市の住民が道府県民でなくなるという影響があること、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」では、住民投票が必要とされていることを踏まえ、住民投票の制度化にはさらなる議論を行う必要がある。
- 特別市に移行する市民には、市の区域の変更や新たな住民負担は発生しないが、道府県の区域外となることや、 道府県知事や道府県議会議員の選挙権がなくなるといった影響も考えられる。
- 一方、特別市以外の道府県民には、道府県が提供する住民サービス、道府県の名称等を含め、直接的な不利益となる影響等は与えない。
- 仮に住民投票が制度化された場合には、特別市への移行は、特別市に移行する基礎自治体のあり方を問うものであるため、住民投票を行う範囲は「市民」を前提と考えるべきである。

4-3 広域事務、連携のあり方(警察事務含む)

これまでの議論や整理

- 現場力を有する特別市がその経験を活かし広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施し、圏域・地域全体の 発展・活性化に繋がる
- 警察事務について、特別市の区域とそれ以外の区域に分割されることになるが、広域犯罪への対応に懸念 [指摘事項]

考え方

PLUS 1

- 特別市は、市域内の地方税の全てを賦課徴収するとともに、一元的な行政権限を有するため、<u>我が国の危機的な状況が見込まれる中</u>、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、<u>周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく</u>。
- 人口減少社会等を背景として、自治体間の<u>広域連携がこれまで以上に重視される中</u>、特別市と都道府県が共同 <u>で事務処理を行う仕組み</u>や、特別市を中心とした広域連携の仕組みの構築など、大胆な制度改革も視野に入れ た制度設計が求められる。
- <u>警察事務</u>について、特別市は道府県の区域外となることから、特別市公安委員会及び特別市警察本部の設置を前提としながら、かつて、自治体警察が存在していたものの、広域犯罪等への対応も考慮し、現在の警察法により、都道府県警察に移行した経過も踏まえ、国等の判断によっては、公安委員会・警察本部を道府県と特別市が共同設置する方法も考えられる。

30

4-4 税財政制度のあり方

これまでの議論や整理

- 特別市は、全ての道府県税、市町村税を賦課徴収することとなるため、周辺自治体に対する道府県の行政サービスの提供に影響する可能性 [指摘事項]
- 特別市移行に伴い、広域自治体において財源不足が生じる場合には、必要な財政需要については、一義的には地方交付税により措置
- 特別市は、圏域において連携の中心的な役割を果たし、地域の実情に応じて、広域にまたがる業務を近隣市町村と連携して実施

考え方

- 特別市は地方税を一元的に徴収する。<u>地方税財政制度</u>は、<u>地方自治制度を財政面から支えるものであるため</u>、 道府県から権限移譲される事務事業に応じた財源配分が行われるものである。
- 広域にまたがる業務について、都道府県と特別市が事務を共同処理する場合は、双方が負担金を支出する仕組みが考えられる。

4-5 道府県有施設の取り扱い

これまでの議論や整理

● 指定都市域内には、道府県庁や警察本部などの多くの道府県機関・道府県有施設が設置されており、特別市移行 によって、多額の移管費用が発生する可能性

考え方

- 既に指定都市域内にある道府県有施設等の取り扱いについては、周辺住民の利用実態や施設の性質等を踏まえて、施設の移管・統廃合を費用負担も含めて、道府県と協議していくことになる。
- 人口減少社会等において、公共施設の適正配置を考える契機になるとともに、これから高度経済成長期に作られた公共施設の維持更新見直し時期を迎える中、移転等によるコストが一時的にかかる可能性がある一方で、 将来的には維持管理コストの縮減なども見込める。
- <u>具体的な施設再編等</u>については、特別市が法制化された後、移行に向けた協議の中で、<u>道府県・市間で詳細に</u> <u>検討・協議をするべき事項</u>である。
- 道府県民や特別市民の利便性の観点から、特別市にそのまま設置することが望ましいと考えられる施設は、当面、特別市域に配置された状況も続く可能性はあるものと考える。

横浜の未来を考える

指定都市市長会 シンポジウム

~新たな大都市制度について~



登壇者



古川 直季氏 総務大臣政務官



山中 竹春



辻 琢也氏

2025 3/8

14:00 \$13:30

会場 戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール 戸塚区総合庁舎内4階 (JR・横浜市営地下鉄 戸塚駅西口 徒歩約2分)

定員300名 参加費無料 (事前申込制)





お問合せ:横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952







横浜の未来を考える指定都市市長会シンポジウム

~新たな大都市制度について~





山中 竹春

1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所 (National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約 (GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。



古川 直季氏

希望ケ丘高校、明治大学政治経済学部卒業、 同大学公共政策大学院修了。

横浜銀行、議員秘書を経て1995年横浜市 会議員初当選(7期連続26年)、

2021年衆議院議員初当選(第49回総選挙)、 2024年衆議院議員当選(第50回総選挙)、 2024年11月総務大臣政務官に就任(第2次 石破内閣)。



辻 琢 也 氏一橋大学大学院法学研究科教授

東京大学大学院博士(学術) 専門分野: 行政学・地方自治論 主な役職: 内閣府「税制調査会」委員、 総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、 横浜市大都市自治研究会座長、 第30次・第31次地方制度調査会委員、 指定都市市長会「多様な大都市制度実現 プロジェクト」アドバイザー。

お申込み方法

申込締切: 3月5日(水)

※手話・筆記通訳をご希望の方は**2月26日(水)**までにお申込みください。 ※申込者多数により参加不可の場合は**3月6日(木)**までに連絡します。

WEB から

申込みフォーム

FAX から 045-663-6561

●下の「FAX申込用記入欄」にご記入の上 ご送信ください。



アクセス

戸塚区民文化センター さくらプラザ ホール 戸塚区総合庁舎内4階 (横浜市戸塚区戸塚町16番地17)

JR・横浜市営地下鉄 「戸塚駅」西口から 徒歩約2分

- ※シンポジウムに関しまして、 会場へのお問い合わせは ご遠慮ください。
- ※ご来館の際には、できるだけ電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。



	フリガナ	電話番号 — — —												
F	氏 名	メールアドレス												
A	年 代	□ 19歳以下 □ 20代 □ 30代 □ 40代 □ 50代 □ 60代 □ 70代 □ 80代以上												
X 申	居住地	□ 横浜市内(区) □ 神奈川県内 □ 神奈川県外												
込		① 「特別市」について、知っていますか?□ 名称も内容もよく知っている □ 名称は知っているが、内容は知らない □ 名称も内容も知らない												
用記入欄	アンケート	② 「特別市」について、質問があれば自由にご記載ください。												
	ご希望の方のみ	□ 車いす席 □ 手話通訳 □ 筆記通訳 ※手話·筆記通訳をご希望の方は 2月26日(水) まで												

※参加証はございません。※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

指定都市市長会とは

横浜市をはじめ全国20の指定都市で構成。大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的として、大都市共通の課題に 関する調査・研究や、地方分権改革の推進、新たな大都市制度の創設、国の予算編成等に関する政策提言・意見表明を行っている。

令和7年1月14日政策経営局広域行政課 消防局保安課

コンビナート地域の高圧ガス製造許可等に関する 高圧ガス保安法の事務・権限について、 令和7年4月1日から横浜市に移譲されます!

横浜市・神奈川県では、「横浜市神奈川県調整会議」(令和2年11月)における横浜市長・神奈川県知事の協議結果に基づき、コンビナート地域の防災力強化に向けて、コンビナート地域における高圧ガス製造許可等の事務・権限移譲に向けた実務協議を進めてきました。

このたび、令和6年12月に神奈川県の「事務処理の特例に関する条例」が改正・公布され、令和7年4月1日から、神奈川県から横浜市へ事務・権限が移譲されることが決定しましたので、お知らせいたします。

この事務・権限移譲が実現することで、消防を担う横浜市が、これまでの危険物の許可権限に加え、コンビナート地域における高圧ガス保安法の権限を併せて担うことにより、一体的な指導による保安体制の充実が図られるほか、災害発生時にも迅速かつ円滑な対応が可能になります。

- 1 移譲時期 令和7年4月1日
- 2 権限移譲内容 コンビナート地域における高圧ガス製造許可等
- 3 権限移譲に伴う今後の対応について 令和7年4月1日から本市で取り扱う事務手続きについては、改めて事業者等に周知・ 案内を行います。

※なお、コンビナート地域以外の高圧ガス保安法に基づく許可等の事務・権限については、第 5次地方分権一括法による高圧ガス保安法の改正により、平成30年4月に既に横浜市に移譲 されています。

お問合せ先

(権限移譲全般に関すること)

政策経営局広域行政課担当課長 柴 政紀 Tel 045-671-2109

(高圧ガスの製造許可等の内容に関すること)

消防局保安課担当課長 川田 千年 Tel 045-334-6615



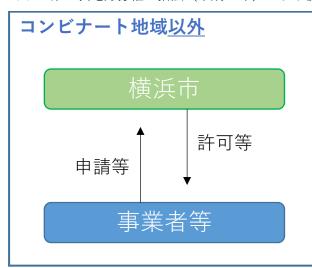


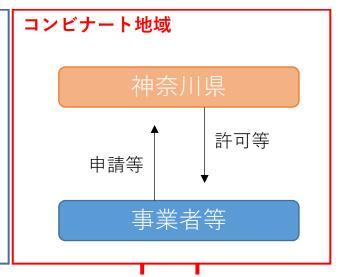
コンビナート地域の高圧ガス製造許可等に関する高圧ガス保安法 の事務・権限の移譲について

移譲前(令和7年3月31日まで)

高圧ガス(※1)の製造許可等、高圧ガス保安法の事務は、コンビナート地域は 災害発生時に被害が市域を超える危険があるとして神奈川県が所管し、コ ンビナート地域以外は横浜市が所管(※2)。

- ※1 圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガス、政令指定液化ガス
- ※2 第5次地方分権一括法(平成30年)により横浜市に移譲





コンビナート地域における 高圧ガス保安法の事務・権限が 神奈川県から横浜市に移譲へ

移譲後(令和7年4月1日から)

横浜市内のすべての地域で、横浜市が事務を所管。

